



家電4品目の適正な処理方法

家電4品目は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、処理方法が決まっています。ごみ一時集積所への搬出や津市の施設への搬入はできないので、ご注意ください。



エアコン



テレビ

(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)



冷蔵庫・冷凍庫



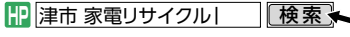
洗濯機・衣類乾燥機

3つの処理方法

① 家電製品を購入した販売店や、買い替えをする販売店に依頼

② 市が許可する家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼

市が許可する家電リサイクル法対象家電収集運搬業者を確認して依頼する

- 津市ホームページで確認

- 環境政策課(☎229-3258)へ問い合わせ



収集時に、収集運搬料金とリサイクル料金を支払う

③ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込み

郵便局にある払込書がついた家電リサイクル券に必要な事項を記入し、リサイクル料金と振込手数料を添えて郵便局の貯金窓口へ提出する

振り込み終了後、返却された振替払込受付証明書を家電リサイクル券の所定の位置に貼り付ける

廃棄家電と家電リサイクル券を指定引取場所に持ち込む
指定引取場所 株式会社タヤマ
 (〒514-0816 高茶屋小森上野町1143、☎234-8666)

※リサイクル料金は、家電リサイクル券センターにより定められ、品目、製造者、型式によって異なります(令和元年10月現在990~9,900円)。10月の消費税率改定に伴い、料金が改定されていますので、詳しくは家電リサイクル券センターホームページをご覧ください。同センター(☎0120-319640)へお問い合わせください。

※収集運搬業者・指定引取場所の営業日時は、直接お問い合わせください。

違法回収業者にご注意を！

巡回での回収や空き地での回収を実施している業者の中には、違法に回収している業者が多いのが現状です。高額請求トラブルなどに巻き込まれないためにも、回収業者に依頼する際は、市の一般廃棄物収集運搬許可があるかを確認しましょう。

適切な処理で環境を守りましょう

一部の家電製品には有害物質が含まれています。不適切な処理方法で環境破壊につながるようなことがないように、適切に処理しましょう。

